

●予算特別委員会の商工部、企画理事・知事直轄組織、出納管理局、人事委員会の書面審査の概要を紹介します。

商工部 書面審査 (2004年3月11日)

島田 敬子 (日本共産党 右京区)

小規模伝統工芸品の技術継承と後継者育成は急務

緊急雇用創出基金事業を伝統産業対策の柱にすべき

【島田】中小企業センターがまとめた京都府産業の展望を見ると、伝統産業における職人さんの高齢化、後継者難、技術継承、確保の困難が挙げられ、重大な課題とされている。

また、西陣織問題では、引き箔や整経、綜統など、その多くが家族経営や夫婦二人での家内工業になっている現状もあり、これまでから、これらの実態調査や後継者対策の抜本的な強化を求めてきた。現在第17次西陣機業調査を行い、この中で、工程や道具の調査も今回加えたようだが、まとめはまだ出されていない。どういう状況か、お聞かせ下さい。

伝統産業工芸品産業振興協会がまとめた14年度の総覧によりますと、国及び京都府指定の71品目について、従事者が一桁になっている品目が多数あるが、これらについて本府としての現状認識と今後の対策を伺う。

二点目は、何と言っても今がんばっている職人さんの仕事が無いという点だ。この点では、学校教育活用事業や、京の職人さん雇用創出事業は大変喜ばれている。仕事作りと同時にやる気を掘り起こす。また、子どもたちにも大きな感動を与える事業となっている。この事業の成果を引き継ぎ、今後、緊急雇用でなしに伝統産業振興へと生かしていただきたいが、今後の方向性について伺う。

厚生労働省が1日、全国各地の伝統産業が直面する技能者の後継者不足を解消するため、新年度から後継者育成事業を始めると発表した。全国20カ所を指定して、対策推進会議を設置し、若者を対象にした共同訓練やハローワークと連携した採用活動を実施するというもの。経営団体の意向を聞いて4月中に決定予定という報道であったが、本府として検討はされているのか。

【商工部長】17次調査では、新たに関連工程など新しい項目を加え実施しているが、まだ集計されていない。

伝統産業の従事者が一桁ということだが、国の伝産法の17品目、府指定伝統工芸品の他、京都市の作る伝統工芸連絡協議会で組織された更に小規模な業種について、それを通じて。

あと、それらに入っていない方々も確かにある。私ども、そういうレベルに応じて、また、業界、企業の声を踏まえて、できる限り既存施策を活用しながら対応しているのが現実。

職人さんの雇用基金を使つての事業は、今後も引き続き可能な限り取り組みたい。

厚生労働省の事業は、伝統産業に特化したものではないと認識している。若者をものづくりに関係の雇用にどう結び付けていくのかという取り組みだと思う。府民労働部の所管だが、方向としては結構な事業であると思うので、勉強して商工部としてなすべきことを進めたい。

静岡市のクラフトマンサポート事業等に学び

伝統産業産地基盤整備事業などに反映を

【島田】 17 次調査は作業中ということだが、結果を踏まえて今後の新しい展開に期待する。営々と受け継がれてきた伝統地場産業が苦境に立たされているが、企業数でも、従業員数でも、生産額でも日本一だ。26413 人の従業員がおり、生産高は 2242 億円をあげている。この様な産業基盤を揺るがすように、職人さんが、道具が途絶えてしまう状況にあるのだから、本腰を入れる必要がある。

それぞれのレベルに応じた支援をするのは当然だが、京都市と連携して調査をする必要がある。国は竹長を 16 年度に調査するという独自の予算を組んだようだが、府独自にその様な調査をすることも、今日の時点では必要ではないか。

後継者対策だが、産地組合が実施している研修などについて、現場では、中堅技術者の技術向上などの機会がもっとほしいという声がある。さらに 20 歳台の若手の育成で新風を吹き込む必要がある。

その点で私が注目しているのは、静岡市が 13 年度から開始されたクラフトマンサポート事業である。すでに業界で従事している人が、技術向上のために勉強する際に入学料、授業料を支援する制度や、昔の徒弟制度を真似て、若者が職人さんに 1 対 1 で指導を受ける際に、その指導料を月 10 万円、2 年間にわたって支援する事業で、若者が定着し新風が入っていると聞く。参考にしてほしい。

今年度新規で、伝統産業産地基盤整備事業 2500 万円があるが、後継者育成、技術継承事業に取り組むと言うことで、詳細はこれからということだから、こうした事業の中で、この提案した方向を生み出していただきたい。

緊急雇用創出事業は、大変喜ばれ、来年も必要だが、根本的には緊急ではなく、よい成果を生んでいるので、京都府の伝統産業対策の柱の一つとすべきではないか。

厚生労働省の事業は、マスコミ報道では伝統産業が直面する事態に対応するとしており、期待している。府としても研究するということが、私ども、ハローワークに人材バンクを作つてはどうかと提案してきたので、引き続き検討するよう要望する。

【商工部長】 伝統産業後継者対策は全国トップレベルと認識している。問題はそれぞれの業種が力をつけ、職人さんを雇用できる状況を作り上げることが求められていると考えている。

部長はトップレベルと言うが、伝統産業対策は努力が足りない

【島田】 トップレベルと言うが、私は第 2 位の石川県の予算規模と比べてみた。伝統工芸士

は石川県が 484 人、伝統産業対策予算は今回若干減ったが、2 億 5253 億円。京都府は、伝統工芸士が 1398 人と 3 倍以上いるが、緊急雇用創出基金事業を抜くと 2 億 7286 万円だ。私は努力が足りないと思う。指摘しておく。

久守 一敏（日本共産党 伏見区）

官公需の中小企業発注は 部局目標を持ち計画的に

小規模業者の登録制度を創設し、零細業者にも仕事を

【久守】官公需の中小企業発注の促進について聞く。官公需の発注状況を把握しているのか。この 5 年間の動向についてどう捕らえているのか。

【商工振興課長】平成 14 年度は約 12400 件、中小企業発注は 603 億円で 67.3%。ここ 4～5 年は公共事業の減額、削減が続いており、中小企業向けは 800 億円から 600 億円台に落ちているが、比率は 67.3%前後という状況。

【久守】各部局ごとの目標、計画的な発注率の引き上げなどが必要だが、部長会議や庁内連絡会議で調整・論議されているのか。中間取りまとめの状況は。

【商工振興課長】中小企業発注の重要性にかんがみ、年度始め 4 月早々に各部局の担当者を集め、中小企業発注に向けての尽力を求めている。その際、分離分割発注の推進、銘柄指定の廃止、官公需適格組合の活用等を依頼している。また、国の指針が出たときには、市町村を含め通知している。年度途中には、中間取りまとめを行い、推進を図っている。

【久守】中小零細企業への発注を拡大しようと思えば、部局ごとの目標を定め、高める努力をすると同時に、規模等で枠をはめるのではなく、規模ごとの発注がどれ位なのかを掌握してほしい。中小企業への発注率の向上策を実効性あるものとするために、小規模の目標設定と、小規模中小業者の登録制度を作してほしい。

京田辺や網野がやっている住宅改修助成制度は 2～300 万円という少ない金額のものが地元の流れ、地域の活性化につながっている。しかし、現在中小企業の参入の機会については入札に一定の枠がある。中小企業の発注を増やそうと思えば、枠が無いようにすることが必要。枠が無くても工事は実際に行われるし、建設業法では 500 万円以下の工事は許可を取らなくても良いのだし、その方が多い。技術と経験をもっている人達に機会を広げる上で、枠のいらぬような登録制度を作るよう協議してほしいが、どうか。

【商工部長】中小企業発注の推進を各部局にお願いしているが、基本的には各部局で事業を振興する必要があるので、各部局で責任を持って頂く必要がある。透明性・公平性の確保など社会的に厳しい意見もあり、各部局で責任を持って執行して頂くようお願いしている。

【久守】埼玉では 99%が中小企業だということで、地元材料を使う、工事の下請けに地元企業を使うとかしている。そして、小規模登録制度。これは、市町村、県の方も準じた形で行われている、秋田市ではもっと小さい零細企業、入札資格にかからない人たちのために、わざわざそういった人たちの入札制度を作っていると聞くので、是非検討するよう要望する。

官公需適格組合 土木建築部へも活用の要請を

P F I 方式の検討、中小企業発注の障害にするな

【久守】官公需適格組合への発注確保の件だが、土木でも話があったが、適格組合は二重の指名になる可能性があるがあるので、土木建築部ではしていないと言うことだ。しかし、商工部などの論議を聞いていると、法人としては別人格だから、個人の企業と適格組合は別人格であり、国が適格組合をすすめる施策を取っている。だから、拡大を適用していきたいという答弁が前にあった。だから、適格組合をしっかり育てていく、発注を実際に確保していくということで、庁内の調整を商工部してほしい。どうか。

【商工部長】適格組合制度があり、それをできるだけ推進する立場に商工部は変わらない。現実の問題として、そのほとんどが土木建築部の仕事が多い。土木建築部の最大の悩みは、財政が厳しく仕事量が減っている中で、いかに建築業者の方々に公平な仕事を回すかということで苦心されている。商工部としてもそういう立場は理解できるし、そうされてこられた。

【久守】適格組合の問題は、商工部が中小企業を育てる立場で強力に指導してほしい。現在、府は、P F I 方式の導入を検討しているわけだが、コストの縮減ということで考えていると思う。コスト縮減が目的ということなので、ここに全体の予算が偏らないか。そして、中小企業、地元企業への発注が抑制されないかと心配するが、どうか。

【商工部長】P F I は公共施設の建設、管理などについて、民間資金、経営能力、技術的能力を活用しようという新しい試みの一つであり、府としても行財政改革指針の中でも取り組むこととしている。事例の積み重ねの中で、効果、課題などを見極め、本格的な活用に向けて検証していくことになる。

消費生活課の体制強化を要請する

【久守】消費生活課は、やみ金やオレオレ詐欺、食の安全とか、市民の生活などにとって大事になっている。府民の窓口として強化してほしい。要望しておく。

原田 完（日本共産党 中京区）

しっかりと業者の実態調査し、風評被害に対処を

関連業者の損失補填の実施と融資の利子補給の検討を

【原田】鳥インフルエンザが発生し報道された 27 日以降に、私ども共産党として直接、鶏肉店を訪問し実態調査・聞き取りをした。

京都の鶏肉店のほとんどは「朝引き地鶏」の新鮮さと丹波の地鶏が売りだ。学校や保育所での給食利用自粛やスーパーでの京都産の鶏肉や卵の撤去、養鶏場の消毒風景や鳥処分の映像がテレビで流され、新聞に報道される状況にある。

ある卸業者は「鶏肉を運んでいる従業員が『ばい菌』を運んでいるかのように、何か白い目で見られた」と憤慨していた。また、卸と小売りをやっている業者は「デパート地下の売り上げが 27 日以降は 3 分の 1 程度」といっている。相楽郡で鳥の生産と加工販売を行っている業者は「京都産というだけで 27 日以降、バタッと売れない。業務用も激減」と言っていた。まさに、風評被害が京都の全産業を直撃している。

現在の鶏肉販売店の状況について、質問の重複を避けて聞く。京都市内での業者、京都府内の業者を含め、京都府として早急に実態の悉皆調査をする必要はないか。いかがか。

【商工部長】 悉皆調査といえば全てになる。私も、明日、対策会議を予定しているが、限られた時間にどれだけ把握するかも大事。状況を掴んでいる業界団体の人たちの声にも耳を傾けながら必要な対策を進める。

【原田】 しっかりと現状を把握していただきたい。

今回の事態は知事も「災害」といったが、鶏肉店にとっては何ら責任もないものだ。京都府としての対応策はどのようになっているか。風評被害について、テレビ・ラジオに協力要請し、京都市とも連携して、「府民だより」も含め、消費回復の広報の強化を更に要望しておく。

ほとんどの鶏肉店は鶏関連商品しか扱っておらず、零細店も多く、存亡の危機といえる。天災とも言える今回の事態に、何らかの損失補てんする「新しい支援制度」を京都府として作る必要があるのではないか。また、知事が国に要請を行ったセーフティーネット保証や別枠の融資はもちろんのこと、鶏肉店や丹波の民宿業者などに、養鶏業者のように京都府が利子補給をして末端金利ゼロを実現させ、業者にとって負担の軽い「つなぎ資金や運転資金の融資」を実施すべきだ。いかがか。

【商工部長】 今回、特に生産業者から流通まで一体と言う議論も出、我々も承知しているが、損失補填と言うのは、30km圏内は移動制限措置を講じている中での損失補償であり、鶏の場合は、山口県で出ている段階で、ずっと落ち込んでいるとみなさんよくおっしゃっており、そのような中でどこまでやれるのかは、制約があるのではと考えている。

ただ、この間把握した状況の中で、売り上げの落ち込みがきついということで、今回、売上減少要件を思い切って、この1ヵ月減少していればよいとした。山口県でもどこでも、相変わらず10%減とか、色々あるが、減少要件はなくして、間口を思い切って広げるとか、納税要件の無い制度として、一日も早くスタートさせようということで、私どもとしては出来る限りの措置を取りつつある。

【原田】 是非、利子補給で末端金利ゼロと、中小企業の存亡がかかっているので、ご努力をお願いする。また、現在の落ち込んだ鶏肉の消費の回復をめざして、業界等が行う風評被害に対応する各種事業の取り組みについても、ナホトカのときのように積極的な支援を行うよう要望しておく。

伝統産業や洋装業界の技術生かした新しい産業育成へ

京都の多様な人材ネットワーク活用した支援を

【原田】 伝統産業関係の予算は、新産業やベンチャー関連予算の30%強程度ではないかと思う。新年度は伝産関連の補助が国直轄となり、府の負担分がなくなったためと聞いているが、

この機会にこそ、厳しい現状にある伝産関連へ府独自予算で新事業支援を強化すべきではないか。特に、伝産の基金の期限がくるが、基金の果実を利用し、府も積み増しをした補助事業がなくなれば、大変な事態になる。府として、国に強く継続を働きかけているのか。また今後の展望と事業の方向性について聞かせてほしい。

【商工部長】 伝統産業予算が総額として減っているのは、国が地場産業対策や伝統工芸品対策の予算を、産地に直接執行することになったため。京都府としては、それはそれで、産地のために産地もがんばってという意向ではないかという話をしているが、京都府としては、これまで措置している部分を可能な限り確保して事業を進めていきたい。特に、繊維産地活性化基金等、一応平成 16 年度で終了となっているが、終了するまではもちろん、それを使った事業を進めているし、それ以降については、継続なり、代わる措置などを国の方に積極的に要望したい。

【原田】 その点はよろしく願います。

伝統を生かした京都地場産業の新たなビジネスを育てることが重要だ。和装業界では、徹底して伝統技術で活路を追求し、洋装等の新しい分野に自社の文化・遺産・技術を転化させる方向性を追求する企業、職人もいる。たとえば、創業 450 年の老舗企業は、既存事業と自社の友禅柄の蓄積を生かして、テキスタイルを開発しアパレルメーカーに生地販売を本格化させる。創業 265 年の老舗は、皇居ゆかりの繭小石丸を用いて着物開発など職人芸にこだわった着物帯の開発で全国に反響をもたらすなど、さまざまな取り組みが行われている。しかし、多くの企業では、人材は商品開発・ルート開発・資金面や大手の先取りでスムーズに進める事が難しい局面にある。また、洋装業界では、婦人服地を供給する一大問屋機能をもち、捺染では日本有数の産地となっているが、資金、人材は年々減少している。京都には多種多様な人材がおり、例えば日本一の業界新聞「織研新聞社」など業界への多くのチャンネルを持ち、広いネットワークを持つ企業などの協力を得ながら、世界規準に対応した京都独自の基盤作りを行うなど、一過性でなく着実にビジネス化をはかる支援システム作りを行う方向に予算投入すべきではないか。いかがですか。

京都独自の自立化支援事業で、和洋を問わず自らの力で事業化をはかる人材、グループ、企業のサポート体制が必要。継続して全国に影響を与えるイベント「京都スコープ」は京都のプリント産地にとって全国に発信するものがあり、是非ここへの継続した支援を要請する。

【商工部長】 お話のあった部分のかなりの部分をやっていると思うが、十分に聞かせていただいて検討したい。

●他会派の質問

前波 健史（自民党 伏見区）

観光行政について、①9月28・29日の行事は何か。②観光地の交通渋滞対策は。③外国人観光案内所を低層階に。

【観光商業課長】①中国との国際観光振興事業の予定。

【商工部長】②京都市と協議している。閑散期の観光事業の強化をはかる。③場所が無い。

武田 祥夫（民主党・府民連合 北区）

鳥インフルエンザの風評被害について、実態調査と対策の強化を要望する。

16次西陣機業調査のポイントは何か。

【商工部長】和装新分野の創造的拡大、取引改善、高度情報化への取り組みの3つ。

【武田】第5次西陣産地振興対策ビジョンの内容は充実し、今年度予算でも事業をしている。府の西陣対策は十分なのに、なぜ不況に、苦境になっているのか。

【商工部長】買ってもらわないとどうしようもなく、和装業界だけでなく京都をあげての取り組みとする方向性が必要。今年度、公教育の中での取り組みなどを精力的に取り組むが、まだ、できていない。

【武田】古い体質はあるが、人材が大切。経営的な経験知識、技術、デザインなど人材育成についての見解を聞く。

【商工部長】北イタリアに昨年から派遣するなどしている。経営者の情熱とデザインについては北イタリアには負けるので、続けたい。

山口 勝（公明党・府民会議 伏見区）

制度融資再編の認識は。受付窓口を金融機関にするが、窓口による対応の差をなくす平準化の取り組みはどうなるのか。

【商工部長】14、15年度に判りやすく、使いやすくを基本に検討した。41の制度を7制度にするとともに、府市まったく同じものにした。現在、受付は9割が金融機関。金融機関に対しては支店担当者にまで伝わるように要請する。また、広域振興局ごとに金融機関、経済団体などとの定期協議の場を設け、スムーズに行くようにする。

【山口】ファンドの20億円の資金調達手法と投資先の検討プロセスは。

【産業活力支援室長】3割は京都府、残りは大企業などからの支援。投資対象はベンチャーキャピタルと地元金融機関のノウハウをあわせながら審査。京都産業21や新しく設けるアドバイザーの協力でサポートする。

上田 秀男（新政会、北桑田郡・船井郡）

鳥インフルエンザの飲食業界などへの影響はどの程度か。

【商工部長】300の鶏肉、鶏卵販売店を訪問した。鶏肉で40～50%、鶏卵で20～30%の減。

【上田】新光悦村の企業誘致の取り組み状況は。

【**商工部長**】20社近い企業が特に立地に強い関心を持っており、支援措置など誘致につながる取り組みを進める。

千歳 利三郎（自民党 舞鶴市）

資生堂舞鶴工場の撤退について、京都府と舞鶴市が12年前にもものすごい努力をして誘致に成功し、華々しい成果のあった大手化粧品メーカー。今、320人ほどの雇用を果たしている。一昨日の新聞報道によると、従業員も行政も全く知らないのに、2年後に撤退するという。地元で聞いたら全く知らないと言う。大問題になっているのだが、これまでにこういう事例はあったのか。企業の倫理が問われると思うが、部長の所感を聞く。

【**商工部長**】近くは日産車体がある。企業、大手の企業はすべからく、グローバルな体制の中で生産体制を考えているのは事実だから、企業の判断としてそのようなことが生じ得ることは客観的には考えられる。現に、そう大きくないところでも工場を集約するとか、逆に、長田野などでは、全国的にもものを長田野に集約するという動きもある。そういうことは、一般的に言えば起こり得ると思う。ただ、地元としては、雇用の問題や取引先関係があるので、私どもも突然聞いたところだし、加えて鳥インフルエンザの対応で十分な議論などはできていないが、可能な限りどのような対応がしうるのかを、舞鶴市とも連絡を取り合いながら検討したい。

【**千歳**】雇用の創出や拡大は各市町とも大きな課題なので、これからもお世話になるが、よろしく。舞鶴港のコンテナが増えても雇用の拡大にはつながらない。舞鶴港貨物の増大への構想は。

【**商工部長**】何にでも積極的に取り組まねばならない。舞鶴港は、現実には国内輸送が圧倒的に多いし、木材取扱いも伝統的に多い。コンテナはこれからの国際貿易港として重要性が強調されているが、実際の扱ひ量は、木材、国内関係などが多いのだから、現在扱っているものを含め、とにかく今は荷を拡大していくのが何よりも重要と取り組んでいる。また、人の交流も、極力、港の賑わいを作ることが、港の振興につながるとの思いで取り組んでいる。

菅谷 寛志（自民党 山科区）

ベンチャーの弱点を補う施策としての「産学公連携」の積極的な取り組みを求める。研究開発資金支援事業の平成15年度採択分の現在の状況、不採択分の取扱いは。

【**産業活力支援室長**】3事業で、レーザー使った超精密加工、ウイルス発見のためのバイオテクニク、次世代半導体の材料開発。それぞれ、サンプル出荷の段階。42事業の応募があった。残る39事業については、事業所を訪問し、ニーズを聞き取り対応した。

【**菅谷**】制度融資の代位弁済の状況はどうか。制度融資は中小企業の延命措置ではだめ。経営指導施策で何ができるかを考えないといけない。

【**商工振興課長**】事業年度の最中だが、2億8400万円余り。保証制度には求償権があるので、善意で貸し付けたことにより傷を広げることもある。金融機関の受付になるが、専門性や経営のあり方などの話にもなるので、そのような効果も期待している。

【**菅谷**】家計と事業会計を分離していない状況がある。公的な金を借りて、経営的に立ち直らない企業も多い。（経営指導なども）きっちりやって、公的なお金で、経営をいかに安定化

させるのかという両面が必要。

中島 則明（民主党・府民連合、舞鶴市）

鳥インフルエンザ問題で、金銭にまつわる相談件数はどのくらいか。観光への影響は。

【商工部長】電話を含め 22 件。地場産を売りにしている業者で深刻さが大きい。流通関係団体を集めた対策会議を開くので、その意見を聞いて対応したい。観光への影響は皆無ではないが、あまり聞いていない。

熊谷 哲（民主・府民連合、右京区）

「観光 8000 万人構想」の達成見込みと、地域再生計画の指定の状況は。京都観光ケータイサポート事業は産公連携で取り組み。

【商工部長】生やさしくないが、東アジアでも京都は関心が高いので、良い条件を生かして取り組む。

【観光商業課長】地域再生計画についてはケータイ観光サポート事業を提案、ビザ発給の緩和措置を求めた。中国訪日観光旅行の対象地域の拡大などとあわせ、実行の可能性は高くなっている。採択されたら、広く色々な方に参加してもらい、成果へ向け支援したい。

【熊谷】京都企業創造ファンドは、出資企業が特許等を取得した場合、出資者の権利はどうなるのか。

【産業活力支援室長】出資のみで、上場による利回りのみ。

【熊谷】企業流出防止措置について、企業流出は雇用と税金が失われる。他の県では、知事がトップセールスで、更なる企業集積を続けている。京都の取り組み方向は。

【商工部長】流出は起こり得る状況。府としては、東京、大阪、京都ごとに京都府内に工場を持つ企業の本社による立地懇談会を持ち、情報交換、情報提供をしている。特に大阪では、大山崎インターに乗れるようになったことに高い評価を得ている。このように、常に情報提供をしていきたい。トステムの舞鶴港利用については、綾部に工場がある縁から、知事に本社まで行ってもらった。これからも続けたい。

企画理事・知事直轄組織書面審査(2004年3月10日)

新井 進 (日本共産党 北区)

鳥インフルエンザ対策について

【新井】鳥インフルエンザ対策では、職員あげてがんばっていただいているが、心から敬意を表したい。特に府職員などの自治体職員が、こうした事態の場合、縦割りを超えて総力を挙げることはきわめて大事。それがまた、行政の信頼を確保する上でも大事なことだと考える。ただ、事態が事態だけに、職員の健康管理、安全管理については特段のご配慮をいただきたい。とくに心配しているのは、南丹家畜保健衛生所や園部振興局などの第一線のところは、もう2週間が経つが、休みなしで昼夜を分かたずがんばっていただいております、ぜひこの段階で、半日なり、一日なり、幹部職員も含め休めるとかの措置をとらないと、すでにドクターストップのかかっている方もいると聞くので、ぜひ配慮願いたい。これは要望しておく。

広報の問題だが、一つは今もあったが、臨時の広報を出すことには大いに賛成。先日の保健福祉部の書面審査でも、「相談窓口があります」では届かない部分、府民が不安を持っていることに一定応える、まとまったものがあるのではないかと提起したが、「府民だより」の発行時期がすでに固まっておれば、お聞かせ願いたい。

【広報課長】「府民だより」の臨時号については、一定の防疫体制についてのメドが出たので、いま各部局でどういうものがあるかを集約しており、突貫工事をやり、最短で可能なら3月20日を目処に何とか第一版を出したい。

【新井】早い時期に出せるよう努力願いたい。内容的には、養鶏農家、ペットショップ、ペットを飼っている方など、鳥と接触する方への注意。もう一つは、感染しないための対策。大槻公一教授の話として、「ウイルスに感染したカラスはウイルスの塊だ」というようなことが新聞に載っているわけで、そういうことに関わっての不安を解消する問題。また、風評被害の問題でも、保健福祉部は鳥を取り扱っている業者に「Q&A」を送っているが、業者からすると、お客が来ないから説明しようもないという話になっている。

そういう意味から、消費者である府民に対し、適切な処理をすれば安全だということについて、きちんとした情報の提供がいま大事。本当に役に立つものとして仕上げていただき、早くできるようにしていただきたい。

権限委譲にともなう広域振興局の人員配置はどうか

土木など、現地・現場に根ざした体制確保をおこなえ

【新井】広域振興局については、我々はいろんな意見をもっているが、ただ5月1日からスタートするわけで、その時に、府民から見て「現地・現場主義」で府民サービスが充実しているのか、また、これまでのような二重手間がなくなり、迅速にことが進むようになったと評価されるのか、この点が重要。

1,300の権限が広域振興局等に委譲されるが、統合によって人員削減される問題と、もう一方で権限委譲にともない体制を強化しなければならない問題がある。その点で、権限委譲にともなう振興局への増員体制はどれくらいになるのか。同時に、本庁からその分が移るわけで、本庁の方はどういう対応になっていくのか。これは2年間でやる話だが、人員も含めた流れを、今年、来年分と説明してほしい。

もう一つは、前からの不安でもあるが、住民に密着した業務が必要な保健所や土木事務所、商工や農林。こういったところでは、広域化することにより、住民から見れば遠くなっていく。職員から見れば、住民と少し距離が開くということになる。こういう風になるが、とりわけ土木の災害なり、補修なりの緊急措置が必要な分野がある。そういう問題は、以前の審議でも出たことがあるが、例えば土木の資材などを置いておく場所との関係で、駐在所的な場所を従来の土木事務所なども活用してやれないのかどうかとか、こういう意見もあったと思う。この問題も含めた住民サービス関係の「迅速さ」について、どういう検討になっているのか。改めて聞きたい。

【企画理事】権限委譲の関係は、いちばん問題になっているのは、振興局であれ、土木事務所であれ、権限が本庁に大変多く集中している。したがって、市町村、あるいは住民にとっても、振興局等に行ってもなかなか解決できない、あるいはいちいち本庁に行かなければならない、あるいは市町村から振興局に来ても権限がない問題があつて本庁との調整が必要となるというようなことで、何のための振興局かという強い不満が、地域住民、あるいは市町村からあつた。今回はそういう問題を、できるだけ現地・現場において解決していきたいということで、1,300項目の権限を地方におろす形となった。ただ、その体制等は、当然、本庁から地方に権限を下ろすわけで、今回の再編を機に、それに見合う人員等はきっちりと整備していきたい。

同時に、現地・現場で物事を解決する努力はするわけだが、ご指摘のとおり、再編にともない、特に土木事務所等において、いままで12の所にすべてあつたものがなくなることによって、府民・住民にとって不便になる等のこともあり、例えば土木事務所において道路パト業務をやっているが、この分について、それぞれの振興局がない地域においても地域総務室を作る予定なので、これも活用しながら、そこに一時駐在をさせて、そこから道路パトを行うなどの工夫もして、できる限り利便性を高めたい。同時に、遠くなることによって、住民から相談等々があろうかと思うが、この分についても、地域総務室等を活用しながら、多くのことを現在の施設の中で対応できるような検討を今している。

【新井】人員体制について、出先に権限委譲するために、今回どれだけの増員をするのか、また、本庁で減らせる分はどれだけか、これは後で聞かせてほしい。

いわゆる道路パトについては、いまの答弁を聞いていると、地域総務室で駐在的な取扱いをするということだった。駐在所と言うかどうかは別だが、現実には、例えば峰山管内の道路パトについて、いったん朝、宮津土木に出勤して、また現場に戻るとことや、資材はいちいちそこから積まなければならないということ解消するための措置がとられるのだと思うが、そういう理解でいいのか。また、すべての旧振興局でやられるのか。

さらに、地域総務室で相談業務を受け付けるということになるが、ただ、例えば保健所がないところで福祉の問題や保健の問題で相談をしたら、そこでまた「あつちの保健所まで行

きなさい」となると、これも二重手間になる。例えば、簡易な申請書類などがあり、一定のことはできるということや、また、場合によっては保健所の関係者が出張してくるということを含め、こうした体制はどの程度のことを考えているのか。

【企画理事】本庁から地方に権限をおろす、その体制の件だが、万全の体制と申し上げたが、人数的には、本庁から地方へ、だいたい量的に見合うのが40人程度。ただ、本庁で一括して行うものを地方に移すと分散的になる面がある。そういう点を加味すると、量的には本庁ベースで40人程度だが、分散ということもあるので55名程度のものをそれぞれに配置する。

道路パトについては、具体的に言うと、例えば中丹地域では土木事務所が綾部で、舞鶴には土木がない。従って、地域総務室を活用しながら、わかりやすく言えば駐在的なものをそこにおいて、そこからスタートするような体制を考えていきたい。

相談窓口は、地域の振興局がないところについても、すべての地域の総務室を活用し、人員体制も整える中で多くの相談を受けようとしている。ただ、現実の問題として、専門的な分野になるとなかなか難しい問題が出る。だから、それぞれの対応で、これはどここの振興局に行ってくれというような対応でなく、中身も聞いて、できることはその中で相談にのり、専門的なものはそれぞれの所管のところに相談をし、また返事を返す形で、できるだけ地元での対応をできるシステムを考えていきたい。

【新井】住民サービスをどう確保するのかということで、一方で、広域化により権限が移り、現地で行われる処理がうまくいく側面と、もう一方で、そこがうまくいかないという側面が生まれ、齟齬が起こる可能性がある。今も努力いただいているように、地域総務室を軸にして住民の相談等を含めた対応については、万全を期していただきたい。同時に、スタートした後も、いろんな問題が起こる可能性がある。それらについては、大胆な見直しも含め、今後の検討をいただくことを要望する。

光永 敦彦（日本共産党 左京区）

府民との情報共有化、府民参加について

【光永】府の「改革ナビ」について伺う。この中では、「住民発・住民参画・住民共同」がいわれ、情報共有化プログラムとして府政に参画しやすくすることや情報を発信することなどが書かれている。その中には、すでに先行実施しているとして、「京都府民意見提出手続」要綱の運用や「審議会などの会議の公開に関する指針」の運用なども書かれている。

そこで、まず、情報共有化プログラムとして、府民の参画や情報公開、情報の共有化についての現在の自己評価、今後の課題はどうか。他府県の状況をどう考えているか。

【職員長】情報共有化プログラムの基本的考え方は、情報公開よりさらに進んで情報とともに共有しようとするもの。その心は、分権化社会では住民が主体で、住民自身が地域社会のことを考えて決定していく。行政はそれを手助けするという形が分権型社会の姿ということで、そのためには情報の公開などという消極的なことではなくて、共有しなければならないとの考え方。具体的には、出前語らい等もあるが、「改革ナビ」は大きな方向性を示したもので、10のプログラムはすでにできているものもあるが、担当部局でプログラムを策定して

おり、その中で、さらに具体化する性質のもの。他府県の資料は持ち合わせてない。

【光永】 情報共有化は大きな課題であり、大いに進めるべき。その点で、具体的には、パブリックコメントの制度は、府民の視点にたった開かれた府政の推進、府政運営における透明性や説明責任の向上、府民が府政に参画できる機会の拡大などを目的に進められている。調べると、これまで35件が集計され、公表されており、現在5件が集計中。その中で、例えば先ほど情報の共有と答えられたが、数値的にはパブコメで意見の提出がなかったものが35件中2件、人数では、これは件で出ていたり人数ででていたり集計の仕方が違うが、人数では一桁台が35件中10件。府民的な広報のあり方などの問題もあると考えられるが、内容上の問題があるのではないかと考える。

例えば、パブコメでいうところの情報の共有化という角度から考えると、「こういう計画があるがどうか」といわれて、それに対する意見を府民が投げ返す。それがまた1ヵ月か、何ヵ月かたって取りまとめられ、京都府の意見とセットで公表される。これでは、元々の計画に自分たちの意見がどう反映されるのか、どう反映されたのか分からない。しかもリアルタイムでない。この点で「共有」ということからいえば、実態との乖離があるのではないかと。意見を述べる機会の保障にとどまっていたらダメではないか。この点での考え方はどうか。

【職員長】 パブコメは総務部の所管。従って、詳細は知らないが、基本的考え方は、パブコメは人気投票でなく、具体的施策には利害関係を持つ人も多いので、そういうマイノリティの意見をくみ上げるシステム。そういう意味では、確かに数は多いにこしたことはないが、まったく無関係な人がパブコメに意見を言うことは考えにくい。そういう制度と考える。

【光永】 数が少ないから問題とっているのではなくて、意見が出されたときに取りまとめにタイムラグが生じたり、自分が言った意見が施策に反映されたかどうか分からないというふうになっている。そのことについてどうかと聞いている。

【職員長】 総務部で所管しており、私からの答えは差し控えさせてもらう。

【光永】 「改革ナビ」で掲げ、今後の府政運営の基本方向の一つにしているから聞いている。パブコメの具体的問題は、確かに総務部が所管だが、考え方としてこういうあり方でいいのかと聞いているわけで、改善を求めておく。

もう少し具体的に聞くが、「政策・施策形成過程において、基礎データや経過などの情報を適宜公表する」とあり、これも非常に大事なことだが、たとえば丹後リゾート公園(仮称)施設整備等検討計画があり、その中に、(パブコメの)取りまとめ結果を見ると、(府民から)「作りっぱなしになりそうだし、多額の工事費、管理維持費などをかける必要があるのか」という意見がある。それに対し、京都府として「豊かな自然をいかし、自然との共生を目指した公園の整備を行うこととしています。地域の方々やNPOなどボランティアの方々も公園づくりに参加いただけるような、ソフトを重視した管理運営を行う」と、基本的なことを回答している。はっきり言って噛み合っていない話になっている。

結局、何故こういう意見が出るのかというと、情報の公開、あるいは共有といわれるのなら、丹後リゾート公園に一体いくらかかるのか、どういう整備の目処があるのか、これが本当に必要かどうか府民に判断してもらうような情報の公開が必要でないか。この点で、パブコメの制度ではなくて、考え方についてどうか。

【職員長】 「改革ナビ」は、情報共有化の項目に限って説明すると、方向性と価値観を示すも

の。これは、先ほども言ったが、所管部局で今後具体化するもの。まして丹後リゾートの件については、確か企画環境部で所管しており、詳細は知らないので、コメントは差し控える。

【光永】丹後リゾートについてどうかと聞いているのではない。少なくとも「改革ナビ」についてこういう方向でしていく。また、いちばん最初の答弁で、情報の公開にとどまらず、もっと進んで共有する、それで施策の判断をすると強調された。それなら情報の公開や共有の上で、どれくらいのお金がかかるのか、これを示さないままに進めるのがいいのかということについて、部として意見を述べる責任があるのではないか。今後そういう立場で、直接担当する部局などに、こういう点をもっと明らかにすべきと言っていたきたい。これは要望する。

経営戦略会議について。自治体の本来のあり方が大事

【光永】最後に、経営戦略室について、これはどこの部局にはいり、何をするのか。

【職員長】端的に言えば、知事のトップマネジメントの補佐機能を担うもの。限られた財源を、どういう方向で中長期的に選択と集中するか、あるいは毎年度、短期的に見てもどういふところに、人・もの・金・資源を集中するのか、その方向を決める、決めざるを得ない。限られた財源、そして時間、これは必然的なものとなっている。

【光永】もう一つ分りにくいのが、私は、経営戦略室という名前を冠して一体何をするのかを聞いている。いまの範囲でも3つほど予想される問題がある。一つは、府民的に見て経営戦略というものがどうかということ。経営戦略ということになじまないものが多い。例えば、「受益と負担」という問題があるが、負担できなければ受益ができなくなるのではないかという懸念を、経営戦略を優先することで生じさせないのかという不安もある。もう一つ、部局毎に見ると経営という視点だけで見るとなじまない問題が出てくる。また、根本問題として、公務員のあり方という点で問題がある。ほんらい公務員にどんな姿が求められるのかということ、経営戦略ということだけでは考えられない問題がある。こういう3つくらいの課題がある。こうした課題と経営戦略の関係について、どう考えるのか。

【職員長】これは何も経営で設けようという経営戦略ではない。ようは、知事が知事としてどういう府政を担うのか。そのために資源、人をどう投入するのか。それを検討する会議であって、経営をはかろう、商売をしようというものではない。

【光永】そういうことを言っているのではない。要するに、自治体本来の役割を投げ捨ててはいけないのではないか。あるいは、公務員本来の役割を投げ捨ててはいけないのではないかという立場から、しっかりと今後の施策を検討してもらいたい。こういう立場から発言している。これは要望しておく。

●他会派の質問

明田 功（自民党 八幡市）

【明田】地方振興局再編について、①詳しい日程、②人員削減効果は、③市町村間の調整機能、権限委譲の内容、④土木事務所長の決裁権限、⑤旅券発給事務と体制、⑥保健所の機能強化などについて。

【企画理事】①4月上旬に新聞広告などで周知し、庁舎を改修。GWに移転する。

【職員長】②2年で200名の削減。地方財政計画の4年で4%程度を上回る削減効果。

【企画理事】③1,300の権限を地方におろす。地域政策づくりへの検討や懇談会を重ねる。

④管理部分は一体化・総合化し、多くの権限を土木所長に移す。⑥拠点保健所は、中丹西、南丹、園部、山城北。食中毒の遺伝子レベルでの危機対応など機能を強化。中丹西は北部の中核的位置であり、保環研の検査の一部が実施できるよう予算化した。

【国際課長】⑤職員の専任、兼任は交付数に応じて。全体で5万8,000の発給見込みだが、山城6,500、南丹3,000、中丹4,100、丹後1,500程度を見込んでいる。

北岡 千はる（民主・府民連合 左京区）

【北岡】①鳥インフルエンザでは、マスコミの過剰報道も言われる。正しい情報、不安解消、風評被害の解消についてどうか。②わいわいミーティングの効果は。

【知事室長】①適格な報道を迅速に伝えるため、マスコミ対応してきた。行政としても責任ある広報に努める。「府民だより」の臨時号を出す。

【広報課長】②15日で約700人。

中島 則明（民主・府民連合 舞鶴市）

【中島】地方組織改正について、①現行の職員配置との変化は。職員定数見直しなど、歳出面での効果は、②各機関の電話帳への記載など齟齬が起らないか。

【職員長】①2年で200人の削減。規模メリットはあるが、府民サービスは低下させない。ポスト職を中心に削減。例えば、治山など現場的なところは減らせないので、30名程度は管理職を削減。

【企画理事】②5月1日以降、各種手続きを進める立場。電話帳が4月改訂なら、約1年遅れの記載になる。

佐藤 宏（公明党・府民会議 右京区）

【佐藤】①地域アクションプランを早く作るべきだが、府の上からのマニュアルは作らないのか。地域振興計画と市町村合併、新府総との整合性は。②組織は長くなれば「よどみ」が生まれる。「内部告発」制度の検討、通告システム、職員の立場・人権の保護はどうか。

【企画理事】①市町村と連携し、地域課題を整理、政策検討会を立ち上げる。合併を念頭においた再編であり、その動きを十分に見ながら対応する。道州制の動きも見つつ対応すべき。新府総との整合は、これに反映させる立場。

【職員長】②そういうシステムは持ってない。

上田 秀男（新政会、船井郡・北桑田郡）

【上田】①鳥インフルエンザ対策について、ヘリ騒音など報道・取材のあり方や、本部と現場のギャップについて。②広域振興局再編にあたって、有事・災害対策としても機能するように(要望)。

【知事室長】①現地との整合性はタイムラグも生まれる。本部は全国的情報も入り、現地は住民感情も含めリアル。そして、迅速な情報が必要。これらの整合は難しい。報道についても、知る権利と地域・個人のプライバシー保護の関係は難しい永遠の課題。ヘリについては、在阪のマスコミ各社の総局長会議で申し合わせいただくなど、自主規制を強く要請してきた。

出納管理局 書面審査（2004年3月9日）

熊谷 哲（民主党・府民連合 右京区）

府庁内、振興局など府施設のたばこ自動販売機等の設置状況は。飲料水のメーカーに偏りがあると聞く。許可先、納入メーカー、使用料を免除している分を販売単価に還元しているのかなど調査を。

【財産管理課長】職員の福利厚生と来庁者のために許可している。使用料は免除している。

人事委員会 書面審査（2004年3月9日）

原田 完（日本共産党 中京区）

府職員の健康管理

メンタルヘルス相談室など対処療法だけでなく 過密労働を改善する予防的対処に全力をあげるべき

【原田】 昨年の10月に職員の給与等についての報告及び勧告が出されたが、関連して職員の労働実態、今後の働き方、健康維持、労働安全の問題について聞く。

高度情報化の進展など職場を巡る環境が大きく変化する中で、身体のみならず精神面においても、ますます重要な課題になっている。この報告書でも、精神、行動の障害による休職者が増加しており、メンタルヘルスの対策の充実が更に必要としているが、組織の変更や行政リストラの下で、職員の実態は過密、過重労働となっているのではないかと。

東門で客待ちをしているタクシー運転手の話を聞くと、「夜中の2時3時でも職員が乗ってくれる。翌日には出勤してきて、大変だなと思っている」という。このような声も聞かれるが、こうした労働実態の中で、過労で体調を崩したり、休職や制限勤務、精神疾患での休職や制限勤務など、府職員の厳しい労働環境が、恒常的にあるのではないかと。どう考えるか。

また、現在の職員の働き方で、どのような問題点について認識を持っているか。また、具体的な改善点をどう想定して提言しているか。

【委員長】 人事委員会の機能としては、給与と共に勤務条件、服務については、大きな職務と考えており、毎年勧告の時期にも職員の健康の維持、福祉の増進について、深い関心を持つ中で、職場のそれぞれの時間外労働については、毎年勧告において、縮減についての各任命権者への要請を行っている。

基本的には公務員の場合、臨時の公務の場合には時間外勤務をさせることができる。但し、職場の中で仕事をどう進めていくかという視点の、職員、上司、組織一体としての意識改革が必要だ。結論として申せば、仕事の進め方、職員の健康管理の必要性は十分感じており、各任命権者には、そう要請をしている。

【原田】 実態は、高度情報化、場情報機器の発展の中で、現実に人員削減など行政リストラなども行われている。そこに生じる過密労働が、大きな根本原因となっているのではないかと。

この様な労働実態を改善せずに、メンタルヘルスの相談室が設置されているが、これらは、あくまで対処療法で、この問題の根本解決にはならない。

職員の過重労働の改善するために、病気などを発生させない予防療法となるような労働改善の勧告を、実効性のあるものとして行う必要がある。人事委員会の所見を聞く。

【委員長】 ご指摘のように、対処療法では臨時的なものとなるので、基本的には予防対策を含めて、それぞれ、知事部局、警察、教職員と勤務実態により違いはあるが、職員が健康に働くためには、事前に予防対策が必要であると認識している。

私ども、労働基準監督機関としては、各職場に具体的に事業所調査に入ることもある。一

般的指導もさることながら、各職場に入った時に、どういう勤務実態にあるかということも聴取する中で、それらの結果については、任命権者の方に報告し、改善を求めてゆきたい。

延々続く残業、月 80 時間超もざら 学校現場の労働実態 実効性ある改善策を早急に

【原田】教員の勤務実態も厳しい。朝の出勤時間は大体 30 分前。帰るのは 8 時、9 時が常態化している。休み時間も子どもたちの対応。下校したあとは、会議の打ち合わせ、研修、翌日の授業準備、ノート点検、各種の報告書作りなどの雑用に追われる。学校に一日 12 時間いる先生がたくさんいる。それでもまだ終わらず、家に持ち帰って学級通信を作るという実態がある。

厚生労働省の報告では「月 45 時間を越えたら過労死の危険増加、80 時間で緊急の改善が必要」となっているが、今日の超勤の状況から言えば、月 80 時間はざらにある。

この様な状況の中で日常化、恒常化している学校現場の状況をどう考えるか。見解を聞く。

【委員長】教特法で、教員の勤務時間については、一般の行政と違い、中々把握が難しいため、法制度として 4 項目の条項を法律で定めている。これに従って、一定の教職調整額の対応をしている。ただし、ご指摘の様に、日常、学校現場において色々な事案が発生する中で、かなり時間外的なものが多くなっていることを、私ども、任命権者からも聞いている。

任命権者には、職員会議一つについても、効率的にそれを行う努力をする中で過重労働とまらない様に、特に本年度、15 年秋の勧告の中で、教職員の項目については、昨年より踏み込んで、知事部局をはじめ、児童生徒に対する教育につかさどる学校と言うことで、14 年度より踏み込んだ形での指摘と言う形で任命権者に更なる一層の要請をしているところである。

【原田】教特法の残業 4 要件で明確にされているが、現実には学校現場では 4 要件に関わりなく、残業が延々と続いている。この実態は、人事委員会でご確認と思うが、この様な教員の労働の実態を、どう短縮されるか。実効性のある取り組みをしっかりとやらないといけない。勧告しても悪化している状況を早急に改善を図る上で、委員会の取り組みをお願いするし、実効性を果たす上での委員会の決意を聞く。

【委員長】学校長がそういう認識をもつことの必要性を私たちは非常に重要だと思っている。そういう中で、任命権者である教育委員会が、各学校長に対する更なる指導等を行う。私ども人事委員会としては、任命権者に対する要請なり指導を、議会での議論や、勧告をする際に任命権者からも状況を聞いているので、更に任命権者に対し一層の要請をしていきたい。